

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の定款変更の認可
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		同法第 25 条、第 31 条、第 32 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		20 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の解散認可
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 46 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		同法第 46 条第 1 項・第 3 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(解散事由) 第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 - 一 評議員会の決議 - 二 定款に定めた解散事由の発生 - 三 目的たる事業の成功の不能 - 四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。） - 五 破産手続開始の決定 - 六 所轄庁の解散命令 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		保護の開始の申請に対する処分、変更の申請に対する処分
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法第 24 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年法律第 144 号
関 係 条 項		同法第 4 条、第 8 条～第 11 条、第 28 条、同法施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
審 査 基 準	基 準	(申請による保護の開始及び変更) 第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。 一 要保護者の氏名及び住所又は居所 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係 三 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。） 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項 2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。 5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別の理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。 7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

		8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。 9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。 10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取ったときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		14 日 特別な理由があるときは 30 日
備考		(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳一別冊問答集一」

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		介護給付費等の支給の要否の決定、変更の決定
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		同法第 24 条第 2 項、同法施行規則第 12 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項) 第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況 三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況 五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 六 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 七 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 八 当該申請に係る障害者等の置かれている環境 九 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		高額障害福祉サービス費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 2
法令(例規)番号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		同法施行令第 43 条の 4 第 1 項～第 2 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 6 条の 2 に規定する次に掲げる者が受けた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 4 3 条の 4 第 1 項に規定する障害福祉サービス及び同項に規定する居宅サービス等並びに補装具の購入等に要した費用の合計額（それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された同令第 4 3 条の 4 第 2 項に規定する介護給付費等及び同項に規定する介護サービス等並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		支援給付の開始の申請に対する処分
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法令(例規)番号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		生活保護法第 24 条第 1 項～第 3 項 第 28 条第 1 項・第 4 項
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
審 査 基 準	基 準	(1) 支援給付の開始の申請があったときは、支援給付の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を附した書面をもって通知する。 (2) (1)の通知は、申請のあった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、30 日まで延ばすことができる。この場合には、(1)の書面にその理由を明示しなければならない。 (3) 支援給付の決定のため必要があるときは、要支援給付者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要支援給付者について、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要支援給付者に対して、支援給付の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。前記の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、支援給付の開始の申請を却下することができる。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		支援給付の変更の申請に対する処分
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法令(例規)番号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		生活保護法第 24 条第 1 項～第 3 項・第 5 項
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
審 査 基 準	基 準	(1) 支援給付の変更の申請があったときは、支援給付の変更の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を附した書面をもって通知する。 (2) (1)の通知は、申請のあった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、30 日まで延ばすことができる。この場合には、(1)の書面にその理由を明示しなければならない。 (3) 支援給付の決定のため必要があるときは、要支援給付者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要支援給付者について、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要支援給付者に対して、支援給付の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。前記の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、支援給付の変更の申請を却下することができる。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		介護給付費又は訓練等給付費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		同法第 29 条第 6 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(介護給付費又は訓練等給付費) 第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
		2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
		3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。
		一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額
		二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）
		4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障

		害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。 7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。 8 前各項に定めるもののほか、介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費及び訓練等給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	14日	
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特例特定障害者特別給付費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 35 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		同法第 20 条第 1 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(特例特定障害者特別給付費の支給) 第三十五条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる 一 特定障害者が、第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 二 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。 2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		療養介護医療費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 70 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		同法第 29 条第 2 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
		2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
		3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。
		一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額
		二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）
		4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該

		指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。 7 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。 8 前各項に定めるもののほか、介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費及び訓練等給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	標準処理期間	未設定
	備考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		基準該当療養介護医療費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 71 条第 1 項
法令(例規)番号		平成 17 年法律第 123 号
関係条項		同法第 58 条第 3 項・第 4 項、同法施行令第 35 条 ・第 42 条の 3、同法施行規則第 50 条第 2 項・第 52 条～第 56 条
所管課係名		地域福祉課地域福祉係
審査基準	基準	(基準該当療養介護医療費の支給) 第七十一条 市町村は、特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療（以下「基準該当療養介護医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。 2 第五十八条第三項及び第四項の規定は、基準該当療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		未設定
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特定障害者特別給付費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 21 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(特定障害者特別給付費の支給) 第三十四条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成十七年法律第百二十三号
関 係 条 項		第 51 条の 18 第 1 項～第 3 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(計画相談支援給付費) 第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。 一 第二十二條第四項（第二十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四條第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項（第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。 二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付費決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。 2 計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）とする。 3 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者を支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者を支払うことができる。 4 前項の規定による支払があつたときは、計画相談支援対象障害者等に対し計画相談支援給付費の支給があつたものとみなす。 5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があつた

	ときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。 6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。 7 前各項に定めるもののほか、計画相談支援給付費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 （特例計画相談支援給付費） 第五十一条の十八 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。 2 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。 3 前二項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	未設定
備考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		受給者証の再交付
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 16 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 18 年政令第 10 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(受給者証の再交付) 第十六条 市町村は、受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		医療受給者証の再交付
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 33 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 18 年政令第 10 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(医療受給者証の再交付) 第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない 2 精神通院医療に係る前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(特例介護給付費又は特例訓練等給付費) 第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 一 支給決定障害者等が、第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 二 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。 イ 第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。） ロ 第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設（以下「基準該当施設」という。） 三 その他政令で定めるとき。 2 都道府県が前項第二号イ及びロの条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 一 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数 二 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積 三 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及

		び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 四 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員 3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。 一 指定障害福祉サービス等 前条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額） 二 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額） 4 前三項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	未設定	
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		障害児福祉手当の受給資格の認定、受給資格の再認定
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 19 条 、第 26 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 2 条、第 17 条、第 20 条～第 23 条、同法施行令第 1 条、第 1 条の 2、第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 1 条、第 2 条、同法第 5 条の 2 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(支給要件) 第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。 ----- 以下確認（提出時の記載で、19 条と準用規定の関係？） (認定) 第十九条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。 (準用) 第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五條まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		15～60 日
備考		(参考事項) ・「特別障害者手当等支給事務の手引」(厚生省社会・援護局監修 中央法規 平成 4 年発行) ・「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定基準について」(昭和 60 年 12 月 28 日社厚第 162 号厚生省社会局長通知) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 5 条第 2 項を準用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の受給資格の認定、受給資格の再認定
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和三十九年法律第百三十四号
関 係 条 項		同法第 2 条、第 19 条、第 20 条～第 23 条、第 26 条の 4、同法施行令第 1 条、第 2 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 14 条、第 15 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(準用) 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。 (認定) 第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		15～60 日程度
備 考		(参考事項) ・「特別障害者手当等支給事務の手引」（厚生省社会・援護局監修 中央法規 平成 4 年発行） ・「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日社厚第 162 号厚生省社会局長通知） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 19 条を準用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の設立認可
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 31 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(申請) 第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 評議員及び評議員会に関する事項 六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。）の定数その他役員に関する事項 七 理事会に関する事項 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九 資産に関する事項 十 会計に関する事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の変更に関する事項 十五 公告の方法 2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。 3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。 4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。

		5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。 6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		未設定
備考		